

四日市市告示第608号

四日市市母子生活支援施設保育機能強化事業実施要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和元年12月3日

四日市市長 森 智広

四日市市母子生活支援施設保育機能強化事業実施要綱の一部を改正する要綱

四日市市母子生活支援施設保育機能強化事業実施要綱（平成16年四日市市告示第82号）の一部を次のように改正する。

改正後			改正前		
別表			別表		
世帯区分	対象児童	負担金基準額（月額）	世帯区分	対象児童	負担金基準額（月額）
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)		(略)	(略)
市町村民税	3歳未満児	0円	市町村民税	3歳未満児	2,200円
非課税世帯	3歳以上児	0円	非課税世帯	3歳以上児	1,380円
上記以外の世帯	3歳未満児	6,580円	上記以外の世帯	6,580円	
	3歳以上児	0円			
※ (略) ※ 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第30条の11に規定する施設等利用費の支給を受けている児童の場合、徴収金基準額（月額）は以下のとおりとする。 ア市町村民税非課税世帯3歳未満児2,200円 イ市町村民税非課税世帯3歳以上児1,380円 ウ上記以外の世帯6,580円			※ (略)		

附 則

この要綱は、告示の日から施行し、令和元年10月1日から適用する。

(こども未来部こども保健福祉課)